

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

氏 名 吉岡 正豊	所属庁・官職 横浜地方裁判所 判事補	派遣先 英国 ウォリック大学
提出書面 平成26年8月12日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月2日～同年8月11日） ・ [REDACTED]（ウォリック大学）との面談（7月4日） ・ ケンブリッジ大学サマースクール受講（7月7日～8月1日）		
キーワード欄 ・ [REDACTED]との面談 ・ ケンブリッジ大学サマースクール受講		

平成26年8月12日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国・ウォリック大学)

横浜地方裁判所判事補 吉岡 正豊

報告書簡 (第1回)

1 [redacted]との面談

7月3日、当職の前任者である須田裁判官とお会いし、フラット備品の使用方法、市中心部にある市役所、裁判所及び各種店舗等の情報、生活の立ち上げ方法等について引き継ぎを受けた後、同月4日、ウォリック大学を訪問し、ウォリック大学派遣海外留学研究員の担当をして下さっている [redacted] と面談致しました。

同教授に医療過誤訴訟を主な研究対象として1年間の研究を行うつもりである旨御伝えしたところ、ウォリック大学 [redacted] による「医療と法」の講義を受講する手続きを執って下さったばかりか、医療過誤訴訟代理人として豊富な経験を有する [redacted] に対するインタビュー、マサチューセッツ大学医学部所属の医師に対するインタビューについて予定、調整して頂けることとなりました。 [redacted] の御協力に感謝すると共に、今後の研究生生活を有意義なものにしなければと気が引き締められました。

今回、渡英直後にウォリック大学に訪問したことにより、大学から銀行に対する手紙 (Bank letter) を訪問日に入手でき、ケンブリッジ移動前に銀行口座を開設できたのは幸運でした。

2 ケンブリッジ大学サマースクールの受講

(1) ウォリック大学からのビザ取得について

今後留学先の大学ではない大学で開催されるサマースクールを受講する方のため、一点ビザ取得に関する注意事項を報告致します。

私は、本年度、ウォリック大学から Certificate of Sponsorship (COS) を円滑に発行してもらうことができませんでした。COS の申請後、大学からの連絡がなくなり、渡航日が近づく中メールにて確認したところ、ケンブリッジにおけるサマースクール期間はウォリック大学から COS を出すことはできない旨の回答を受け取りました(なお、COS 申込み時点においてサマースクールの受講予定は既に通知済みでした。)。[redacted] のお力添えのおかげで最終的にビザ取得を間に合わせることはできましたが、ケンブリッジ大学のサマースクール受講生の中には、サマースクール期間中の COS を同期間後に所属する大学から受け取れなかった者もいると聞いておりますので、今後、自らの所属予定大学以外の大学におけるサマースクールを受講する際には、サマースクール期間中の COS 発行が拒否される可能性を考慮しておく必要があります(事前にサマースクール期間の COS 取得の可否について明示的に質問することについても考慮すべきではないでしょうか)。

(2) ケンブリッジ大学サマースクール

[redacted]
[redacted] 同大学での Legal Methods Summer School を受講しました。

サマースクールの内容は、平成22年、同23年度ウォリック大学派遣留学研究員の報告書簡における報告内容とほぼ同様のものであり、主にイギリス法を広範囲に概括的に扱う講義と議論を通じてより深く学ぶセミナー(2科目(私は憲法・行政法及び不法行為法)を選択します。)から構成されております。

講義等においては、コモンローを採用しておらず英語が母国語では

ない国からの生徒を対象としているため、多くの講師は意識的に速度を緩め明確に話してくださいましたが、言葉の壁とイギリス法制度の壁により第1週は講義等を理解することは極めて困難でした。しかし、第2週以後は、法律に関する英単語と日本語によるイギリス法制度の予習により徐々に講義等を理解することが可能となりました。

本サマースクールを通じてイギリス法制度について多くを学ぶことができましたが、中でも最も考えさせられたことは、統治機構と人権保護の関連についてです。イギリスにおいては、裁判所に違憲立法審査権がないことなどから「議会主権 (Parliamentary Sovereignty)」が重大な意義を有しており、女王の権限に由来した極めて強大な権限が議会に集中しております。しかも、イギリスには人権保護にかかる成文憲法が存在しないにも関わらず、上記をもって国民の人権が容易く侵害される恐れがあると考えられてはいないことに、私は驚きを禁じ得ませんでした（教授は、人権侵害の恐れがないことは、長年にわたるイギリスの歴史が証明している旨回答されました。）。一方で、イギリスにおいては日本と同様、人権侵害は個々の事案において裁判所が阻止するとの考えがとられていることから、イギリスの裁判所が、議会の強大な権限集中の下、如何なる判断を積み重ねて人権保護を達成してきたかにつき研究していこうと考えております。

さらに、本サマースクールでは、世界各国から参加した受講生と寮生活を共にすることで、各国の人間の生活様式・性格等について、日本文化との相違を体感でき、非常に充実した1か月となりました。

3 今後の予定

今後は、コベントリーにおける生活を立ち上げ、秋から始まる講座において指定された教科書を予習すること等を予定しております。

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第2回）

氏 名 吉岡 正豊	所属庁・官職 横浜地方裁判所 判事補	派遣先 英国 ウォリック大学
提 出 書 面 平成26年9月29日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年8月12日～同年9月29日） ・コベントリー治安裁判所(Magistrates' Court)の見学・傍聴（平成26年9月15日，同月25日） ・指定書の予習（平成26年8月12日～同年9月29日）		
キーワード欄 ・コベントリー治安裁判所の見学・傍聴		

平成26年9月29日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国・ウォリック大学)

横浜地方裁判所判事補 吉岡 正豊

報告書簡 (第2回)

1 コベントリー治安裁判所(Magistrates' Courts)の見学・傍聴

本報告期間中に、コベントリー治安裁判所において、刑事事件等の口頭弁論を傍聴致しました。

治安裁判所とは、刑事事件並びに一部の家事事件及び民事事件を取り扱う裁判所であり、中でも刑事事件は公訴提起された後、全件が治安裁判所に一旦送られ、被告人が罪を認めるかが確認され、陪審裁判にかけるために刑事法院に送るか、治安裁判所において裁判が行うべきか、裁判を行う場合にはその量刑等が判断されております(約95%の刑事事件が治安裁判所において裁判されます。)

治安裁判所は、「地方の司法は地方の人民によって」との理念の下運営され、大法官諮問委員会によって指名された法曹資格を有さない治安判事によって判断がなされる点に大きな特徴があり(但し、少数の区裁判官も存在します。)、リチャードI世が1195年に騎士に国王の平和の維持を守るよう下知したことが設立の契機となった、イングランド・ウェールズにおける伝統的な司法制度です。

私は、当初、一定の資質が認められ指名されているとはいえ、法曹資格を有しない治安判事による弁論が、司法手続に必要とされる公正さや規律を維持し得るのかとの疑問を有しつつ弁論を傍聴しましたが、実際の弁論は、人定質問、公訴事実朗読なども含めた手続の大部

分が、治安判事の前に位置する治安判事補佐官（ソリシターの資格を有します。）によって迅速かつ適切に進行され、数分で1件のペースで、大量の刑事事件が処理されており、被告人も神妙に治安判事の説示を聞き反省の弁を述べており、極めて合理的かつ適正な司法手続が行われていることに驚きました。治安判事補佐官に御聞きしたところ、ときには法律上不適切な判断（刑の上限を超えた量刑判断、DV 事件における夜間外出禁止命令等）について治安判事に対し意見を述べ是正を促すことはある旨話されておりました。治安裁判所の制度運営上、治安判事補佐官が極めて重要な鍵を握っていることが理解でき、また、国民の司法参加が当然のものとして広く受け入れられている英国司法の現実を実感することができました。

上記以外にも、ビデオリンクによって検察官から提出された証拠の取調べや、保護監察官（probation officer）と被告人が相談し、週に何時間 Unpaid Work が可能かを治安判事に上申し、これを参考に量刑が決定される手続等、本邦に存在しない手続を傍聴することができ、大変意義のある傍聴となりました。

2 指定書の予習

9月30日から秋学期が始まることから、聴講科目の予習として、憲法・行政法については Ian Loveland 著「Constitutional Law, Administrative Law, and Human Rights」、医療過誤法については Emily Jackson 著「MEDICAL LAW」、Jonathan Herring 著「medical law and ethics」を読み進めております。

3 その他

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]



4 今後の予定

来週より秋学期が開講しますので、法律科目の習得に励みつつ、英会話学校への参加を予定しております。

今後とも宜しく御願い申し上げます。

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第3回）

氏 名 吉岡 正豊	所属庁・官職 横浜地方裁判所 判事補	派遣先 英国 ウォリック大学
提 出 書 面 平成26年11月15日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月29日～同年11月14日） ・ 憲法・行政法，医療法の講義受講（平成26年9月30日～同年11月14日） ・ 英語教室の受講（平成26年9月30日～同年11月14日） ・ [REDACTED]との打ち合わせ（平成26年10月2日，16日，同月23日，同年11月3日，同月13日）		
キーワード欄 ・ ウォリック大学講義 ・ ウォリック大学 In-sessional English course ・ コベントリー大学英会話教室		

平成26年11月15日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国・ウォリック大学)

横浜地方裁判所判事補 吉岡 正豊

報告書簡 (第3回)

1 憲法・行政法、医療法の講義受講

9月30日よりウォリック大学において第1学期が始まり、憲法・行政法及び医療法の講義を受講し、憲法・行政法のセミナーに参加しております。

(1) 憲法・行政法講義は、[redacted]、[redacted]らが担当され ([redacted]は、本年度講義をされない予定でしたが、予定が変更になりました。)、憲法とは何か、権力分立、国会主権、法の支配、EU法及び欧州人権条約による英国憲法の変容等に関する講義がなされました。特に興味深かったのは、英国憲法の基本概念である「国会主権」の原則により、国会は法的に無制限な立法権を持ち、前の国会は後の国会を拘束できず、後の国会の立法は明示的にも黙示的にも前法を改廃することができる」と解釈されていたにもかかわらず、1990年以降、裁判所がファクタティム事件においてEC加盟法の優位を確認し、国会が前法の改廃を黙示的に行うことができない場合を認め、これに係る憲法上の論理を確立した点です。13世紀のマグナカルタ、17世紀の権利章典等によって長きにわたり積み重ねられた歴史に拘泥せず、近年になって、司法が憲法学の分野において国体に直接影響する解釈を発信し、現実に即して柔軟に従来の憲法上の中核的概念を変容させていることに感銘を受けました。

(2) 憲法・行政法セミナーは、[redacted] [redacted] によって開催される、学生が10人程度参加するゼミ形式の授業であり、上記ファクタティム事件、ジャクソン事件等の憲法上の最重要判例を題材に活発に議論を行いながら進行します。同講師の御厚意により、セミナー開始前30分間はマンツーマンで指導して頂いており、憲法上の争点について意見交換を行っております。その際の内容が後のセミナーで学生に伝えられることもあり、指導には緊張感をもって臨んでおります。

(3) 医療法は、[redacted] 及び [redacted] により講義が行われ、医事関係訴訟における過失、因果関係の認定基準等を判例法を中心に説明すると共に、人の始期・終期における医療に関する倫理に関する討論、説明も行われます。

2 英語教室の受講

英語のスキル上昇のため、ウォリック大学 the Center for Applied Linguistics で開催される In-sessional English Course の Speaking, Writing, 及び Pronunciation の3クラスに参加しております。同コースは、英語の能力に問題があると自覚する学生（主にアジア系の学生です。）を対象として開催される講義ではありますが、大学入学を通じて英語でのコミュニケーションが基本的にとれていることが前提となっており、参加者の英語のレベルは非常に高いと感じます。中でも Writing クラスは、英語でのエッセイ、論文を書く際に必要となる表現、文献の引用方法を学び、実際に与えられたデータを基にエッセイを書くなど、高度でアカデミックな内容となっております。

また、上記に加え、コベントリーの中心部に位置するコベントリー大学 the Languages Centre で開催される英会話教室に週2回参加しております。同教室は、同大学の学生が実地研修として講師役を務め

る英会話教室であり、参加者に限定はなく、無料のため、年齢、職業を問わず幅広い層（主な参加者は、ヨーロッパ、アフリカ、中東諸国出身者です。）が参加しております。同教室の授業内容は、日常会話を主に取り扱っており、全体のレベルはそれほど高くありませんが日常生活に直ちに役立つため有益です。

3 [REDACTED]との打ち合わせ

指導担当の [REDACTED] より、英国における医事関係紛争に係る研究について打ち合わせの機会を頂いております。同教授からは、英国において医事関係紛争を国営医療サービス制度（NHS）の代理機関として処理する国営医療サービス訴訟機関（NHSLA）の成立に係る経緯、現在の運営状況、問題点及び今後の計画等について調査すべき文献を指示して頂くと共に、日本における一連の水俣病訴訟を題材に、日本の医事関係紛争の特徴と問題点について議論を交わすなどの指導をして頂いております。

私は、留学以前から NHSLA が NHS の代理機関でありながら約 8 割という高率で医事関係紛争を裁判所外の和解又は取下げによって処理し、患者側から信頼を得ることができていると考えられる点に強い関心を持っておりましたが、現在までの研究を通じて、NHSLA が医事関係紛争を直接担当することを定めた法案（NHS Redress Bill2006）成立時においても、上院、下院及び関連団体等より NHSLA の NHS からの独立性に疑問が噴出しており、独立性を担保するため、国務大臣の指名による調査官の事実経過の認定への関与を定め、事実認定と過失認定を峻別するよう手続を整備する等、一定の手当がなされていることが分かりました。今後、実際に手続を見学し、当事者代理人に対しインタビューを試みるなどして、NHSLA の活動実態につき研究を深めたいと考えております。

4 今後の予定

引き続きウォリック大学等において講義を受講すると共に、11月25日にロンドン所在の ~~Leign Day~~ 法律事務所を訪問し、医事関係紛争を専門的に取り扱うソリシタと面談し、12月に NHSLA を訪問する予定となっております。

今後とも宜しく御願い申し上げます。

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏 名 吉岡 正豊	所属庁・官職 横浜地方裁判所 判事補	派遣先 英国 ウォリック大学
提 出 書 面 平成27年1月8日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月15日～同27年1月8日） ・原告側医療過誤弁護士へのインタビュー（平成26年11月25日） ・XXXXXXXXXXとの打ち合わせ（平成26年12月4日，同月9日，同月14日） ・憲法・行政法，医療法の講義受講（平成26年11月15日～同年12月12日） ・英語教室の受講（平成26年11月15日～同年12月18日）		
キーワード欄 ・弁護士事務所訪問 ・医療過誤訴訟研究		

平成27年1月8日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国・ウォリック大学)

横浜地方裁判所判事補 吉岡 正豊

報告書簡 (第4回)

1 原告側医療過誤訴訟弁護士に対するインタビュー

ウォリック大学の[]の御紹介により、ロンドン所在の中規模(50名程度の弁護士が所属)弁護士事務所のパートナー弁護士(solicitor)にインタビューする機会を得、平成26年11月25日、同教授と共にロンドンに赴きました。

同パートナー弁護士からは、医療過誤訴訟に関する率直な話が聞けましたが、特に驚かされたのは、弁護士事務所に来る相談件数のうち約20%が裁判所に提訴されるにすぎず、裁判所に係属し判決に至った事件の勝訴率が約75%に及ぶという点、英国において両当事者が積極的に和解に応じる理由は訴訟費用のサンクションがあるからである点(訴訟費用はしばしば認容額を上回る程高額となり(数千万円となることも多いそうです。)),勝訴当事者は敗訴当事者に訴訟費用の請求をなし得るところ、適切な金額の和解を受けなかった場合には判決に至った場合に訴訟費用の回復請求がなし得なくなるリスクがあります。)でした。

条件付完全成功報酬制を背景に、訴訟に至る事案の選別、その後の

事案解決に向けた方針の選択の全ての場面において経済合理性が重視されており、英国医療過誤訴訟の現状を理解するためには訴訟費用に関する視点から検討することが不可欠であると気付かされました。

なお、同弁護士からは、日本の医療過誤訴訟について認容率、上訴率、専門家証人の採用、及び損害額の認定等に関し多くの質問がなされ、特に認容率が低いことに多いに興味を有しておられました。

2 英国医療過誤訴訟に関する研究

引き続き [REDACTED] と議論の場を頂きながら英国医療過誤訴訟に関する研究（現在は、主に民事訴訟費用及び ADR について）を行っております。本稿では、民事訴訟費用に関する研究概要について簡単に報告致します。

英国では、民事訴訟にかかる費用を削減し、適正迅速な訴訟を実現することを目的に、1999年4月より [REDACTED] レポートに基づく大規模な民事訴訟改革が実現され、厳格なケースマネジメントの基準となる訴訟前準則(Pre-Action Protocols)を作成し、事案の訴額毎に異なる手続を設定して、当事者間の訴訟前情報共有、和解促進が図られると共に、弁護士の成功報酬費用の敗訴者負担、原告の訴訟費用負担の危険にかかる事後保険料、及び手続不遵守に対する訴訟費用の制裁等の訴訟費用に関する規定を新たに設けました。かかる訴訟改革により、和解率の向上、訴訟の迅速化が達成されましたが、一方で弁護士費用の増大（特に、訴訟前手続における弁護士費用）、訴訟費用に関する決定手続に裁判所が忙殺されるとの弊害が問題となり、民事訴訟は‘Cost War’の様相を呈してきたといわれるまでになりました。

2万ポンド（約360万円）の損害が認容された骨盤造影の医療過誤訴訟において、9万5000ポンド（約1710万円）の原告の弁護士費用が訴訟費用として認められる例があるように、認容額に不相応

な原告側弁護士費用の高額さには驚くべきものがあります。

この状況に対応するため、近年、[REDACTED] レポートに基づく 2012 年、2013 年民事訴訟改革が行われ、成功報酬及び事後保険料（但し、医療過誤訴訟における医師の意見書にかかる保険料は除く。）の相手方負担が原則として禁止されました。かかる改革の効果につき、原告側弁護士ら（the Association of Personal Injury Lawyers）は、経済的弱者の裁判を受ける権利を阻害している、訴訟の準備の質を落としている等の批判をしております。そこで、今後、上記改革が医療過誤訴訟に与えている影響、問題点について、後述のように実際の訴訟運営を拝見しながら研究を進めて行こうと考えております。

なお、NHSLA(NHS Litigation Authority)に対する訪問は、上記研究を進めた後に行うよう研究計画を変更しております。

3 憲法・行政法、医療法の講義受講

今報告期間中もウォリック大学において、憲法・行政法及び医療法の講義を受講し、憲法・行政法のセミナーに参加致しました。

憲法・行政法の講義においては、[REDACTED]
[REDACTED] 氏による人権保護における議会の役割について講義があったほか、1998 年人権法、憲法改正、及び地方自治等に関する講義を聴講しました。また、医療法の講義においては、中絶、代理母出産、胎児選別、安楽死等を題材に、法制度及び判例を概観致しました。

4 英語教室の受講

引き続き、ウォリック大学において In-sessional English Course 及びコベントリー大学の無料英会話教室に参加致しております。現在もセミナー等の場面において英国人同士の会話の聞き取りが極めて困難であることに変わりはないものの、[REDACTED]

■英会話能力の向上を指摘してもらえたことから、少しずつではありますが英会話能力が上達しているようです。

5 今後の予定

ウォリック大学等において平成27年1月5日より開始している新学期の講義を受講すると共に、レスター大学派遣の山中判事補に仲介して頂きthe Birmingham Civil Justice Centreの■
■に医療過誤訴訟の審理の実際を見学させて頂く予定です。また、ウォリック大学の■に仲介して頂き、NHS側訴訟代理人弁護士に対するインタビューを試みたいと考えております。

今後とも宜しく御願い申し上げます。

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏 名 吉岡 正豊	所属庁・官職 横浜地方裁判所 判事補	派遣先 英国 ウォリック大学
提 出 書 面 平成27年2月23日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月9日～同年2月23日） ・ バーミンガム県裁判所訪問（平成27年2月11日～同月17日） ・ [REDACTED]との打ち合わせ（平成27年1月28日，同年2月2日，同月23日） ・ 憲法・行政法講義受講（平成27年1月9日～同年2月23日） ・ 英語教室の受講（平成27年1月9日～同年2月23日）		
キーワード欄 ・ 県裁判所訪問		

平成27年2月23日

最高裁判所事務総局秘書課長殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国・ウォリック大学)

横浜地方裁判所判事補 吉岡 正豊

報告書簡 (第5回)

1 バーミンガム県裁判所訪問

平成26年度レスター大学派遣の山中判事補の仲介によりバーミンガム民事司法センター (the Birmingham Civil Justice Centre) 所属の [REDACTED] から同センター県裁判所において医療過誤訴訟を専門に取り扱っている4名の判事を御紹介頂き、平成27年2月11日から同月17日までの間、同訴訟の審理を見学致しました。

イギリスでは、1999年4月の民事訴訟規則施行後、県裁判所における医療過誤訴訟の審理が裁判官の経験不足を理由として硬直的に運用されているなどとしてソリシタから批判を招いておりました¹が、私が見学したところ、裁判所による的確な命令の発令、当事者に対する制裁に関する救済命令の発令など、上記批判にいう硬直的な審理がされているとは見てとれず、極めて円滑な審理がされていると感じました。民事訴訟規則施行後から約15年が経過し、医療過誤訴訟のケースマネジメントについて研修を受けた裁判官が、長期間同事件を専門的に扱うことにより、ケースマネジメントの技能の向上が認められ

¹ Tamara Goriely, et al, More Civil Justice? The impact of the Woolf reforms on pre-action behaviour, p213, p214.

たことが円滑な審理に大きく寄与していると思われました。また、裁判官のみならずソリシタにおいても、近年まで医療過誤訴訟の原告側ソリシタは法律扶助を受給して医療訴訟を迫行するためにはロー・ソサエティの医療パネル又は医療事故被害者救済団体の構成員で、特定の研修を受けた上、法律扶助評議会と特別のフランチャイズ契約を締結しなければいけませんでしたし、被告側ソリシタは National Health Services トラスト（国民保険制度信託）に関連する紛争を同トラストに代わり担当する National Health Litigation Authority (NHSLA, 国民保険訴訟公社) が医療過誤訴訟を専門に取り扱う少数のソリシタ事務所に被告代理人業務を依頼することから、両被告のソリシタの専門化が進んでいることも大きな原因であろうと考えます。私が見学したケースマネジメントカンファレンスの中で、被告が、請求原因に理由が無いことが明らかであるとして訴えの却下を求めた事件がありました。原被告のソリシタは、裁判所から与えられた約1時間の持ち時間において、ほぼ途切れることなく、またメモも見ることなしに、裁判官に対し説明を聞くに際し参照すべき提出済みの主張と証拠を指示しながら口頭で説明することができており、私はソリシタの専門的知識の豊富さ、弁論能力の高さに目を奪われました。裁判官においても専門的な証拠にはまだ目を通していないと話しながらも、ソリシタの主張を聞いた上で、主張を的確に制限したケースコントロールを行うことができておりました。

一方で、イギリスの民事訴訟ではケースマネジメントとトライアルを完全に分離する方式を取っていることからか、本邦の医療集中審理部の争点整理手続において両当事者により作成される診療経過一覧表や主張整理表は作成されておらず、その点では効率的な争点整理のための工夫において洗練されていないようにも思われました。

期日見学の合間には、記録の読み方を逐一御教授頂いたばかりか、近年の民事訴訟改革が実務に与えた影響について判事から率直な意見を聞くことができ、近年公刊されている幾つかの論文上で指摘されている同改革の影響と実際の裁判官の所感との違いを知ることができました。例えば、民事訴訟改革によって民事法律扶助がなくなったことにより、本人訴訟が増える結果になった点が論文上多く指摘されているところ、医療過誤訴訟についてはそのような変化はまだ感じないとの意見が殆どでしたし、イングランドにおいてケースマネジメントの通達を統一する動きがあることや訴訟前プロトコールの改革が予定されていることについては、現場レベルまで浸透していないことが分かりました。また、共有専門家証人(Single-Joint expert witness)の使用が医療過誤訴訟において非常に少ないこと等が参考になりました。イギリスでは医療過誤訴訟の詳細な統計（審理期間、証人採用数等）が取られておらず、実務の現状理解のため判事から直接意見を聞くことが非常に役立ちました。

2 英国医療過誤訴訟に関する研究

引き続き [REDACTED] と議論の場を頂きながら英国医療過誤訴訟に関する研究を進めております。

3 憲法・行政法、医療法の講義及び英語教室の受講

平成27年1月5日よりウォリック大学において第2学期が始まり、憲法・行政法（第2学期）の講義及び英語教室(Speaking and Listening class)を受講しております。

4 近況報告

2月も後半に入り、日がかなり伸び、イギリスの冬も終わろうとしております。想像していたよりも寒さは厳しくなく、体感としては東京における冬と大差ないように思えました。 [REDACTED]

5 今後の予定

バーミンガム県裁判所において医療過誤訴訟のトライアルを見学し、
傷害弁護士協会主催のソリシタ向け医療過誤訴訟研修を受講する予定
です。

今後とも宜しく御願い申し上げます。